平成20年度市場モニタリングテスト結果

^{家庭用品品質表示法に係る試買テスト} 「合成樹脂製の湯を入れて使用する 湯たんぽ」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成20年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「湯たんぽ」について、同 法の合成樹脂加工品品質表示規程(以下「合成樹脂規程」という。)に対する遵守状 況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、合成樹脂製の湯たんぽ17銘柄(硬質タイプ12銘柄、 軟質タイプ5銘柄)を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、合成樹脂規程に定められた表示項目である、「原料として使用する合 成樹脂の種類(以下「原料樹脂の種類」という。)」、「耐熱温度」、「容量」及び「取扱 い上の注意」、「表示者名等」を表示する必要があります。

テストの結果、17銘柄中10銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合内容は、原料樹脂の種類で、材料の種類を示す用語を用いていないもの が7銘柄ありました。

		不適合內容	銘柄数 1
表示 事項	容量	容量に関する表示がなかった。	1
遵事	原料樹脂の 種類	材料の種類を示す用語を用いていなかった。	7
		使用されている材質と異なる材質が表示され ていた。	3
	耐熱温度	不必要な用語(約、以下)を用いて表示して いた。	3
		耐熱温度を使用温度範囲で表示していた。	2
	容量	不必要な用語(約)を用いて表示していた。	3
		リットル単位で表示していた。	1
		表示値の誤差の許容範囲(+ 10%・- 4%) を満足していなかった。	2
	取扱い上の 注意 ²	規程で定める表示事項を表示していなかった。	2
	表示者名等	正式名称を用いていなかった。	2

¹銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

²平成20年12月購入時には取扱い上の注意には「湯を満杯にして使用する」旨の表記が必要なものであったが、平成21年3月13日 経済産業省告示第42号において、『軟質の樹脂 製のものにあっては、「湯は約三分の二程度にとどめ、空気を抜いて使用すること」等材質に応 じて適切な湯量の表示を行うこと。』と改正していることから、現行では、「湯を満杯にして使用 する」旨の表記が必ずしも必要なものではないが、湯量についての取扱い上の注意表記がないこ とから不適合とした。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。